

小浜市営駐車場および小浜駅前自転車駐車場 指定管理者募集に係る質問および回答（R8.10.5時点）

通番	資料名	頁	大項目	小項目	質問内容	回答
1	小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者募集要項	3	8	(1)	納付額の算定根拠となる金額は、収容台数に応じて設定されているものと想定しております。当該金額の具体的な積算根拠をご教示願います。	納付金の基準額は、単に収容台数のみを基準として一律に算定しているものではありません。対象施設における過去の利用実績（利用料金収入）をベースに、指定管理業務を適切に履行するために必要となる一般的な維持管理経費、および近年の物価動向等を総合的に勘案して算出しています。
2	小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者に係る業務仕様書	1	2	一	生守第1駐車場の収容台数が14台と記載がありますが、森川なかよし公園と隣接しており、遊具等が設置された場合、公園利用者の無断利用も想定されます。つきましては、今後の生守第1駐車場の収容台数の減少など管理運営に関する市の方向性に関しご教示願います。	仕様書等に記載している各施設の収容台数等の募集条件については、現時点における基準を示したものであり、今後の利用状況や市の財産管理方針等により、指定管理期間中であっても対象施設の収容台数の変更（減少）や運用の見直しを行う場合があります。なお、隣接する公園利用者による無断駐車等の課題への対応、および実際の契約状況に伴う維持管理体制等のあり方については、指定管理期間中において運用の実態を踏まえ、仕様書8その他（2）に基づき、市と指定管理者の間で適切な管理方法について協議・検討するものとします。
3	小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者に係る業務仕様書	4	4	(10)	事故、火災等による施設の損傷に関し、第一次的責任は指定管理者が負うと記載がありますが、現時点で駅前駐輪場の躯体が経年劣化による構造上の損傷が発生していると認識しております。今後の修繕計画等に関しご教示願います。	仕様書における指定管理者の「第一次的責任」とは、突発的な事故等に対する現場での初動対応や速やかな市への報告義務等を定めたものであり、施設の経年劣化に起因する構造上の損傷について、指定管理者にその責任や修繕費用を求めるものではありません。なお、駅前駐輪場（小浜市自転車駐車場）の躯体の経年劣化による損傷等については、本年8月に実施した専門家による老朽度調査から、市においても状況を把握しており、利用者の安全確保の観点から、必要性や緊急性を勘案した上で、市が主体となって順次、必要な修繕・対策を検討・実施してまいります。
4	小浜市営駐車場および小浜市自転車駐車場指定管理者に係る業務仕様書	10	別表1	一	施設および設備等の修繕において、小浜市負担となる「構造上の瑕疵」と指定管理者負担となる「施設管理上の瑕疵」の具体的な違いと判断基準についてより詳しく教えて頂けますか。	施設の経年劣化や設計・施工上の不具合等に伴う大規模な改修・修繕は「構造上の瑕疵」として市が負担し、指定管理者の維持管理における過失や不適切な取扱いに起因する破損等の修繕は「施設管理上の瑕疵」として指定管理者の負担となります。なお、実際に不具合等が発生した際の具体的な責任負担については、発生原因や修繕規模を個別に確認の上、仕様書別表1※2に基づき市と指定管理者の間で協議し決定するものとします。